

平成 21 年度工事定期監査(第 2 期)の結果に基づき講じた措置等

都市計画総局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 設計</p>		
<p>イ 安心・安全に利用できるための設計</p> <p>本工事は、兵庫区における小学校の新築工事である。</p> <p>「神戸市バリアフリー建築設計マニュアル」では、「子供の利用の多い施設の手すりは 2 段とする」、「濡れた通路などで滑って転ぶことを防止するため床材料は滑りにくくする対策を行う」など児童が安全・安心して施設を利用するための配慮事項が明記されている。</p> <p>しかしながら、本工事において一部の階段及びスロープについて 1 段手すりで設計されていた。また、3 階屋上部にプールを設置、更衣室を下階(2 階)に設置しており、この間の往来は隣接校舎棟の階段を利用する設計となっているが、その経路にはエキスパンションジョイント (EXP. J) があることから、水に濡れたままでの通行を考慮する必要があるにもかかわらず、EXP. J 金物について滑り止め加工のない設計が行われていた。</p> <p>安全・安心に留意した適切な設計を行い、施工すべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.54 夢野の丘小学校新築工事]</p>	<p>2 段手すりの設置については、日常的に主に生徒が利用する階段のみを対象としていたが、教育委員会と協議し、頻度は少ないが生徒の利用が見込まれる体育館の北側や給食室の北側などの階段とスロープについては、設計変更対応で 2 段手すりとする。</p> <p>また、EXP. J 金物については、滑り止めに対する配慮が欠けていたため、ノンスリップ仕様に変更する。</p> <p>今後、このようなことがないように、改めて課内会議(平成 22 年 3 月 24 日)にて周知徹底した。</p> <p>また、「神戸市バリアフリー建築設計マニュアル」について建物用途・新築・改修別に適用すべき項目を整理した適用基準を平成 22 年 6 月に作成し、7 月 1 日より適用した。併せて課内説明会(平成 22 年 7 月 15 日・20 日)を行い、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>ク 鉄骨工事での二重計上等</p> <p>本工事は、兵庫区における小学校の新築工事である。</p> <p>本工事のうちの鉄骨工事の積算に際し、以下のような違算がみられた。</p> <p>詳細な照査を行い、適切な積算をすべきである。</p> <p>① 設計過程における鉄骨構造の変更に伴い、追加した工種の拾い出し数量を内訳書作成時に、内訳項目の記載順序を他の同種の工種とあわせて記載していたにもかかわらず、別途追加工種についてのみ一連で再掲載していたことから二重計上となっていたもの</p> <p>② 運搬費の計上にあたり、標準単価を採用しているものと見積単価を採用しているものがあり、同一工種において単価が統一されていない。標準単価を採用すべきであり、結果として過大となったもの</p> <p>③ 共通費の算定にあたり、鉄骨工事の共通費率と一般工事の共通費率は違っているところ、一部を一般工事として算定していたために過大となったもの</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.54 夢野の丘小学校新築工事]</p>	<p>これは、設計内容に変更が発生し、積算変更作業において修正もれがあったために生じた違算によるものである。</p> <p>今後、このようなミスがないよう改めて課内会議（平成 22 年 3 月 24 日）にて周知徹底を図った。また、照査の際に特に気をつけるべき事項をまとめた「積算に関する照査等のチェックリスト」を平成 22 年 6 月に作成し、7 月 1 日より適用した。併せて課内説明会（平成 22 年 7 月 15 日・20 日）を行い、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p>		
<p>ウ 必要な減額設計変更契約</p> <p>工事における設計変更は、設計図書に示された（自然的又は人為的な）施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や仕様を変更した場合等に行われるものであるが、施工条件の変更、施工の取止め若しくは仕様を変更しているにもかかわらず設計変更契約を行っていないものがあった。適切に設計変更契約を行うべきであった。</p> <p>② 中学校の改築工事において、理科準備室の流し 2 箇所取止め、防水仕様の変更、屋根下地材の断熱材の取止めたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 垂水東中学校校舎等改築工事]</p> <p>③ 中学校の耐震補強他工事において、便所改修で配管バックを鋼板製に変更したことに伴い、原設計のレンガ積みと天板の施工減となったもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.56 上野中学校耐震補強他工事(その2)]</p> <p>④ 地域福祉センターの新築工事において、土壌改良の必要性がなくなったことから、原設計で明示していたセメント系改良土及び土壌試験の取止め並びに事務室内の掲示板 1 箇所の取止めを行ったもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.61 北須磨地域福祉センター新築工事]</p> <p>⑤ 地域福祉センターの改修工事において、鉄骨</p>	<p>これは、積算内容の照合が正確にできていなかったことが原因である。</p> <p>今後、同様のミスを起こさないよう、改めて課内会議（平成 22 年 3 月 24 日）にて周知徹底を図った。また、照査の際に特に気をつけるべき事項をまとめた「積算に関する照査等のチェックリスト」を平成 22 年 6 月に作成し、7 月 1 日より適用した。併せて課内説明会（平成 22 年 7 月 15 日・20 日）を行い、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

都市計画総局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>工事は軽微であったことから、仕様書に明示していた鉄骨の非破壊検査を取止めたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.62 学園東地域福祉センター改修工事]</p> <p>⑥ 学童保育コーナーの新設工事において、建築発生土砂の処理について伐根等が多量に混ざっていたため指定処分地での受け入れができなかったことから処分地を変更したもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.63 小東山学童保育コーナー新設工事]</p>		

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p>		
<p>エ 設計変更契約図書の不備</p> <p>下記に示す工事は、垂水区における歩道等の改修工事、中学校の改築工事、小学校の耐震補強工事である。</p> <p>設計変更の際し、作成する図面は原設計に対比して変更内容（項目、仕様、数量等）を明示するとともに、これを基に変更金額を算定するものである。</p> <p>しかしながら、これら工事の設計変更図面には、原設計の変更、追加工事の項目のみの記載で仕様等が明示されていないもの、及び変更金額の算定にあたり変更内容を設計図書に記載しないまま計上しているものがあり、不適切な設計変更図面での契約となっていた。</p> <p>適切に処理すべきであった。</p> <p>② 垂水東中学校校舎等改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具工事の変更を行っているが、図面に変更建具番号を記載しているのみで建具表がないため、変更建具の大きさや仕様等が不明。 ・教室等に天井点検口を追加変更しており数量及び仕様は記載していたが、設置位置の記載がない。 ・梁等の配筋の変更があり、鉄筋量の増減があったことで設計変更しているが、変更設計図書に変更内容が記載されていない。 <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.55 垂水東中学校校舎等改築工事]</p> <p>③ 千鳥が丘小学校耐震補強他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階廊下防犯用シャッター新設との記載のみ 	<p>これは、監督員と請負人の両者間では、施工図等において寸法・仕様等を確認して施工していたが、設計変更契約図書に記載すべき内容についての理解が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後、このようなことのないよう、改めて課内会議（平成22年3月24日）にて周知徹底を図った。また、標準的な「設計変更図書の作成要領」を平成22年6月に作成し、7月1日より適用した。併せて課内説明会（平成22年7月15日・20日）を行い、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

都市計画総局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>でシャッターの大きさや仕様等が不明。</p> <ul style="list-style-type: none">・管理員室の床を一部追加改修しているが、その位置及び範囲の寸法表示がされていない。・渡り廊下を追加改修しているが、改修と記載しているのみで改修内容の図面がない。 <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.59 千鳥が丘小学校耐震補強他工事]</p>		